

旧粕川保健センター跡地活用事業 事業者公募要項



平成29年5月

前橋市

目 次

1	公募の概要	P 1
	(1) 事業の名称	
	(2) 事業の場所	
	(3) 事業の目的	
	(4) 対象地の概要	
	(5) 既存建物の解体等	
	(6) 特記事項	
	(7) 事業期間と事業の仕組み	
	(8) 公募スケジュール	
	(9) 選考方法等	
2	活用事業について	P 5
	(1) 公募に至る背景	
	(2) 活用事業の目的	
	(3) 活用事業の対象範囲	
	(4) 地域貢献	
	(5) 提案すべき事項	
	(6) 設計・施工条件	
	(7) 地域説明会	
3	活用上の制約等	P 7
	(1) 特定用途制限地域における規制	
	(2) 供給処理	
	(3) 土壌汚染及び地下埋設物	
	(4) 埋蔵文化財調査	
	(5) 営業用看板等の設置	
4	貸付条件	P 8
	(1) 貸付の方法	
	(2) 定期借地期間	
	(3) 賃貸借料	
	(4) 賃貸借料基準額	
	(5) 賃貸借料の支払方法	
	(6) 契約保証金	
	(7) 賃貸借料の改定	

- (8) 公正証書作成の費用負担
- (9) 譲渡及び転貸についての留意事項
- (10) 定期借地期間満了時の取扱い

- 5 応募手続 P 1 0
 - (1) 公募要項公表から質疑応答まで
 - (2) 応募登録
 - (3) 応募申込み

- 6 企画提案書等作成要領 P 1 5
 - (1) 企画提案書
 - (2) 事業実績に関する資料

- 7 選考（優先交渉権者の決定） P 1 6
 - (1) 選考体制
 - (2) 審査委員会の運営
 - (3) 優先交渉権者の決定方法
 - (4) 優先交渉権者等の選考結果の通知及び公表
 - (5) 審査方針及び審査項目
 - (6) 資格の喪失

- 8 基本協定書の締結 P 1 8
 - (1) 事業計画の策定
 - (2) 事業計画協議書の提出
 - (3) 事業者工事の設計協議
 - (4) 基本協定書の締結
 - (5) 優先交渉権者決定の取消
 - (6) 費用負担

- 9 事業用定期借地権設定契約の締結 P 1 9
 - (1) 事業用定期借地権設定契約の締結
 - (2) 費用負担
 - (3) 着工時期等

- 10 契約期間における義務 P 2 0
 - (1) 調査協力と活動報告
 - (2) 事業計画の変更

11 契約満了後の再契約	P 2 0
12 業務継続が困難となった場合の措置	P 2 0
(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合		
(2) 事業者の責めに帰すことができない事由による場合		
13 問合せ先一覧	P 2 0
14 担当、受付窓口	P 2 1

<様式集>

1 応募登録に係る様式

(様式第1号) 現地見学会参加申込書	P 2 2
(様式第2号) 事業者公募要項質問書	P 2 3
(様式第3号) 応募登録申込書	P 2 4
(様式第4号) 応募団体の概要	P 2 6
(様式第5号) 資格基準を満たす旨の誓約書	P 2 7
(様式第6号) 応募登録辞退届	P 2 8

2 応募申込に係る様式

(様式第7号) 応募申込書	P 3 0
(様式第8号) 応募取下届	P 3 2
(様式第9号) 基本的な考え方	P 3 4
(様式第10号) 地域貢献概要書	P 3 5
(様式第11号) レイアウト計画書	P 3 6
(様式第12号) 事業開始までのスケジュール	P 3 7
(様式第13号) 事業年度ごとの収支計画	P 3 8
(様式第14号) 資金計画	P 3 9
(様式第15号) 賃貸借料提案価格	P 4 0
(様式第16号) 施設運営	P 4 2
(様式第17号) 事業実績に関する資料	P 4 3

<参考資料>

配置図	P 4 4
-----	-------	-------

【はじめに】

- 前橋市（以下「市」という。）は、人口約34万人を有する群馬県の県都として、行政・産業・教育・文化などの多方面にわたる高次な都市機能を有し、北関東の中核市として発展してきました。
- 旧粕川保健センターは、粕川地域の母子保健・老人保健の拠点であるとともに地域活動の場でもありましたが、平成27年3月末をもって条例廃止となり、その歴史に幕を下ろしました。
- 条例廃止後の跡地について、市場性の有無や公募事業の成立の可否などを把握するため、民間事業者との“対話”により活用アイデアを調査する「官民連携によるサウンディング型市場調査」を平成29年1月に実施し、民間事業者による活用可能性を把握することができました。
- 市では、民間事業者のノウハウを活かし、旧粕川保健センター跡地の有効活用を図るとともに、市財政への貢献に加え、地域に貢献できる活用事業を目指すこととしました。
- 本事業者公募要項は、旧粕川保健センター跡地活用事業の実現を図るためのものです。

1 公募の概要

(1) 事業の名称

旧粕川保健センター跡地活用事業

(2) 事業の場所

前橋市粕川町前皆戸 194-1 の一部ほか

(3) 事業の目的

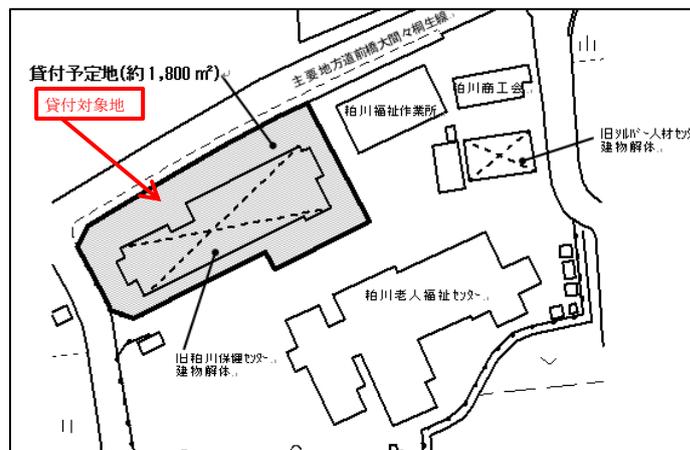
本事業は、平成27年3月末をもって条例廃止となった旧粕川保健センターの跡地について、粕川地域の中心的なエリアに立地していることを踏まえ、民間事業者の持つ事業ノウハウを活かすことにより、有効活用することを目的とします。また、市財政への貢献に加え、粕川地区の活性化及び日常生活の利便性向上を目指します。

このため、売却ではなく一定期間の貸付という手法により、活用事業の主体となる事業者を広く公募により選考することとしました。

(4) 対象地の概要

所在地	前橋市粕川町前皆戸 194-1 の一部、同 195-1 の一部、同 196-1 の一部、無地番、無地番地の一部 ※ただし、事業用定期借地契約締結までに、市により貸付対象地に係る分合筆等の登記を行います。
既存建物（参考）	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階建 614.65㎡ 昭57建 ※ただし、当該建物は目立った改修が行われずに築後約35年が経過し、引き続き建物を利用していくためには近い将来大規模な改修工事が必要とされることから、市の負担により当該建物を解体し、更地としたうえで貸付の対象とします。
貸付対象地面積	約1,800㎡ ※表下にある配置図が概ねの貸付対象敷地となります。 ※ただし、貸付に当たっては、事業者公募により選定された提案内容を基に、市の負担による確定測量を実施し、測量後の面積を貸付対象面積とします。
都市計画による制限	区域区分：非線引き区域 ※前橋勢多都市計画区域内—特別用途制限地域—地域拠点地区に該当 防火・準防火地域：防火指定なし
建築・造成等に関する制限	用途地域の指定のない区域の制限：建ぺい率/容積率 70%/200% ：道路斜線 20m/1.5 隣地斜線 31m/2.5 日影規制：高さが10mを超える建築物 4.0/5時間/3時間
アクセス	上毛電鉄「粕川駅」から南東へ徒歩10分 県道前橋大間々桐生線 デマンドバス「粕川保健センター」下車
土壌汚染	未調査（保健センターとして利用する以前に工場等が立地していた経緯なし）

【配置図】



(5) 既存建物の解体等

i) 既存建物の解体

ア) 旧粕川保健センター

これまで目立った改修が行われずに築後約 35 年が経過し、引続き建物を利用していくためには、近い将来大規模な改修が必要となることから、本事業者公募に併せて、市負担により解体工事を実施します。「1 (7) vi」事業スケジュール」に示した、平成 29 年 11 月までの工期を予定していますが、業者選定等の状況によってはスケジュールが変更となる可能性もあります。

イ) 旧シルバー人材センター

既に用途は廃止され、現在は未利用である本建物については、近接敷地内にある既存施設の駐車場等を確保するため、本事業者公募に併せて市負担により解体工事を実施します。

ii) 近接敷地内の駐車場整備

近接敷地内に混在している既存施設の駐車場については、現状では明確な整理がされていませんが、貸付対象地を確保するため、本事業者公募に併せて、市負担により必要な駐車場整備を行います。なお、貸付対象地における駐車場整備は事業者負担により行っていただきます。

iii) 記念碑（石碑）の移設

旧粕川保健センターの建物東側入口脇に建立されている記念碑については、近接敷地内に残す必要があることから、事業者公募に併せて、市負担により近接敷地内（貸付対象地以外）へ移設します。

(6) 特記事項

貸付対象地における整備又は利用にあたっては、近接敷地内にある粕川老人福祉センター及び粕川福祉作業所等の既存施設の運営に支障を来さないよう、関係機関と十分調整を図ってください。

(7) 事業期間と事業の仕組み

i) 基本協定書の締結

市は、公募により選定された優先交渉権者との間で事業実施に係る基本協定書を締結します。

ii) 事業用定期借地権設定に関する契約の締結

定期借地期間は 20 年以上 30 年未満とし、事業者と締結した基本協定に基

づき、公正証書による事業用定期借地権設定契約にて定めるものとします。

なお、定期借地期間には、事業に向けた施設整備に要する期間及び撤去等に要する期間を含みます。

iii) 事業へ向けた施設整備

事業者は、実施する事業に向けて必要となる施設整備（貸付対象地における駐車場整備等を含む）について、自らの資金負担により行うこととします。

iv) 施設の運営・維持管理・修繕

事業者は、施設を運営する期間を通じ、施設の運営及び維持管理並びに必要な修繕について、自らの資金負担により行うこととします。

v) 事業場所の返還

事業者は、定期借地期間満了後、自己負担により契約前の状態にし、市に返還することとします。

vi) 事業スケジュール

平成 29 年 8 月	優先交渉権者の決定
	市による既存建物解体工事、記念碑の移設（11 月）
9 月	基本協定書の締結、建築確認申請
11 月	公正証書による事業用定期借地権設定契約締結
12 月	定期借地期間開始
12 月以降	施設整備工事等

vii) 事業の仕組み

「7 選考（優先交渉権者の決定）」により選定された優先交渉権者は、「8 基本協定書の締結」により市と基本協定書を締結し、「9 事業用定期借地権設定契約の締結」により、契約に基づき市から事業者へ対象敷地を貸し付けます。

その後、事業者は必要な整備工事や事業開始に必要な各種申請を行った上で、事業を開始していただきます。

(8) 公募スケジュール

募集及び選定のスケジュールは、次のとおりです。

なお、様式等の詳細は、「様式集(P22 以降)」に定めるとおりです。

事業者公募要項の配布	平成 29 年 5 月 9 日 (火) ~ 平成 29 年 6 月 16 日 (金)
現地見学会の開催	平成 29 年 5 月 24 日 (水)
質問受付期間 ※質問に対する回答は 6 月 16 日 (金) までに行います。	平成 29 年 5 月 25 日 (木) ~ 平成 29 年 6 月 7 日 (水)
応募登録申請期間	平成 29 年 5 月 25 日 (木) ~ 平成 29 年 6 月 16 日 (金)
応募期間 (企画提案書等提出期間)	平成 29 年 6 月 28 日 (水) ~ 平成 29 年 7 月 11 日 (火)
書類審査 (一次審査) 結果通知	平成 29 年 7 月下旬
提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング審査 (二次審査)	平成 29 年 8 月上旬
優先交渉権者の決定	平成 29 年 8 月上旬
基本協定書の締結、建築確認申請 (基本協定書締結後)	平成 29 年 9 月下旬
優先交渉権者との協議・調整	~平成 29 年 11 月中旬
公正証書による事業用定期借地権設定契約の締結	平成 29 年 11 月下旬
定期借地期間の開始	平成 29 年 12 月
施設整備工事、事業開始	平成 29 年 12 月以降

※上記スケジュールは変更となる可能性もありますのでご了承ください。

(9) 選考方法等

- i) 事業の優先交渉権者の決定に当たっては、「一般公募型プロポーザル方式」を採用し、審査の結果、最も優れた提案を行った者を、優先交渉権者とします。
- ii) 優先交渉権者は、事業用定期借地権設定契約前に市と基本協定書を締結します。
- iii) 事業者は市との間で、事業用定期借地権設定契約の締結及び必要な手続を行った後、事業に着手します。

2 活用事業について

(1) 公募に至る背景

i) 民間活力の導入

平成 26 年 12 月に政府が発表した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「公的不動産の有効活用など民間提案を活かした事業について、財政負担を最小限に抑え、公共目的を最大限達成することを官民連携で企画するな

ど、積極的に取り組む。」とあり、今後の公共資産の活用に当たっては、民間活力導入が非常に重要となっています。

市では、平成27年8月に「前橋市公共施設等総合管理計画」を策定し、保有する資産（土地・建物など）を経営資源と捉え、全庁横断的・中長期的な視点から、市有資産の総合的なマネジメントに取り組むための基本的な考え方や方向性を示しております。その中で、今後の方針として、民間活力導入を進めることとしております。

ii) サウンディング型市場調査の実施

旧粕川保健センターは、同一敷地内に老人センターや福祉作業所等の施設が混在しているなど、その市場性の有無や公募事業の成立の可否についての判断が難しいことから、様々な可能性を調査・把握する必要があると考え、民間事業者との“対話”を通じて土地・建物等の活用のアイデアを調査する「官民連携によるサウンディング型市場調査」を平成29年1月に実施しました。調査には6グループにご参加いただき、民間事業者による活用可能性を把握することができました。この調査結果を参考として本公募要項を作成しています。

<参考>サウンディング型市場調査結果は本市ホームページで公表しています。
(<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/006/p017222.html>)

(2) 活用事業の目的

「1 (3) 事業の目的」を踏まえ、市財政への貢献に加え、粕川地区の活性化及び日常生活の利便性向上を図りながら、民間事業者の持つ事業ノウハウを活かして、貸付対象地の有効活用を実現することを目的とします。

(3) 活用事業の対象範囲

事業者が活用すべき対象範囲は、「1 (4) 対象地の概要」で示した貸付対象地全体とします。一部だけを借り受ける提案は行えませんのでご注意ください。

なお、既存建物等は市により解体を行うため更地での引渡しが前提となります。そのうえで、事業の実施に必要な施設整備等を行っていただきます。県道からの出入り口の確保、土地の形状変更、既存擁壁の撤去等、その他事業に必要な整備については事業者の負担により実施していただくこととなります。

(4) 地域貢献

活用事業が継続的・安定的に行われていくためには、定期的に賃料を市に納入いただくための事業採算性のほか、地域貢献も重要な要素です。

つきましては、地域住民あるいは市民の利便性を向上させることが可能な機能

も併せて導入してください。

また、長期的に地域と良好な関係を築いていくための工夫などがあれば提案してください。

(5) 提案すべき事項

「2 (2)活用事業の目的」に記載した目的を達成できる内容に加え、「2 (4)地域貢献」で示した機能等の内容を提案してください。

その他詳細は、「6 企画提案書等作成要領」を確認してください。

(6) 設計・施工条件

事業者は、施設整備の計画にあたっては、次に掲げた事項について配慮してください。

ア) 周囲の景観に配慮したデザインとしてください。

イ) 低炭素まちづくりに寄与する環境に配慮した設計としてください。

ウ) 近接敷地内の既存施設の運営に支障を来さないよう工事を実施してください。

(7) 地域説明会

事業者は「9 事業用定期借地権設定契約の締結」による契約締結後、市が設営する地域説明会において、活用事業について説明していただきます。地域説明会での意見等は、長期的に地域と良好な関係を築いていくため、可能な限り活用事業の実施・運営への反映に努めてください。

その他、必要に応じて市が地域住民等に対し説明会を行う場合、市から同席を求められた際は、説明会に参加し自らが行う活用事業について必要な説明を行ってください。

3 活用上の制約等

(1) 特定用途制限地域における規制

貸付対象地は、非線引き区域内にありますが、「前橋勢多都市計画区域一特定用途制限地域一地域拠点地区」に該当し、一部用途は制限されています。

※企画提案の検討にあたって疑義があれば、市の建築指導課にて十分に確認を行ってください。

(2) 供給処理

ア) 上水道及び下水処理

貸付対象地の南西側から上水道管が引き込まれています。ただし、追加で

引込み工事などが必要となる場合は、市水道局と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。その他上水道に関して不明な点は、市水道局に確認してください。

なお、下水処理については、し尿処理浄化槽エリアであり、施設整備の際に必要な浄化槽を事業者の費用負担により設置していただきますが、排水先などの詳細は市の東部建設事務所に確認してください。

イ) 電気及び電話

追加で電気及び電話の引き込みが必要となる場合は、供給事業者と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

その他電気及び電話に関して不明な点は、供給事業者（東京電力エナジーパートナー㈱、NTT 東日本）に確認してください。

ウ) ガス

対象地は、プロパンガスエリアです。使用する場合は、ガス事業者と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

その他ガスに関して不明な点は、ガス事業者に確認してください。

(3) 土壌汚染及び地下埋設物

貸付対象地の土壌汚染及び地下埋設物の有無等については、市では確認しておりません。これらを確認するために、事業者が調査を行う場合の費用は、事業者の負担となります。なお、過去に工場等が立地していた経緯はありません。

(4) 埋蔵文化財調査

前橋市宅地開発指導要綱（平成 22 年前橋市告示第 313 号）第 3 条に該当する開発を行う場合は、埋蔵文化財調査について、市の教育委員会事務局文化財保護課と協議してください。

(5) 営業用看板等の設置

営業用看板を設置する場合、あるいは実施する事業に向けて必要となる施設整備を行う場合は、前橋市屋外広告物条例、前橋市景観条例に基づく手続きを行い、設置することになりますので、詳細は都市計画課に確認してください。

4 貸付条件

(1) 貸付の方法

市と事業者とは、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 23 条第 2 項に規定する事業用定期借地権設定契約を締結します。なお、契約締結にあたっては、公正証書によることとします。

(2) 定期借地期間

定期借地期間は20年以上30年未満とし、「賃貸借料提案価格（様式第14号）」にて提案された期間を基に定めることとします。なお、定期借地期間には、施設整備及び撤去等に要する期間を含みます。

(3) 賃貸借料

月額賃貸借料は、「賃貸借料提案価格（様式第15号）」にて提案された価格を基に定めることとします。

ただし、市が定める賃貸借料基準額を下回る賃貸借料の提案は行えません。

※賃貸借料は定期借地期間開始時から支払いが必要となりますので、事業開始までの借入金利息等も含め、定期借地期間全体での収支見込みから月額の賃貸借料を算定してください。

(4) 賃貸借料基準額

本件対象について、不動産鑑定士の算定による不動産意見価格から求められる賃貸借料を基に、本事業者公募における賃貸借料基準額を以下のとおり定めま

す。
◇賃貸借料基準額（月額） 161,000円/月

(5) 賃貸借料の支払方法

賃貸借料（月額）は、賃貸借期間の最終月を除き、毎月、市が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、契約書で定める開始日の属する月にあつては賃貸借料（月額）に当該月の賃貸借日数に応じた日割賃貸借料を加えた額、賃貸借契約の最終月の前月にあつては最終月の賃貸借日数に応じた日割賃貸借料を支払っていただきます。

(6) 契約保証金

契約保証金は、賃貸借料12か月分の額とし、契約締結まで一括支払っていただきます。

なお、契約保証金は、契約満了後に、債権債務を相殺（未払の賃貸借料、契約満了日までの損害金等の債務を控除）した上で、無利息で返還します。

また、保証金返還請求権の譲渡又は質入れは認めません。

(7) 賃貸借料の改定

3年ごとの固定資産税評価額の評価替えに合わせ、市又は事業者の提案により、双方協議の上、賃貸借料を改定することとします。

ただし、社会経済情勢の変動その他の理由により、賃貸借料の額が実情に沿わなくなったときは、固定資産税評価額の評価替えにかかわらず、双方協議の上、

賃貸借料を改定することができることとします。

(8) 公正証書作成の費用負担

事業者が負担するものとします。賃貸借料改定等で変更契約が必要となる場合も同様とします。

(9) 譲渡及び転貸についての留意事項

事業者が建物の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、また、これに伴い借地権（賃借権）を譲渡又は転貸する場合は、市との協議事項や合意事項は継承することとし、事前に書面により市の承諾を得てください。

また、当該第三者に対し、「当該建物が事業用定期借地権を設定した土地の上に建設されているものであり、当該事業用定期借地権は事業用定期借地権設定契約の満了時に消滅すること」を書面で約定してください。事業者は、書面による市の事前承諾を得ることなく事業用定期借地権の譲渡又は転貸はできないものとします。

(10) 定期借地期間満了時の取扱い

事業者は、借地借家法第 23 条第 2 項の規定により、定期借地期間満了時には貸付対象地に所在する全ての建築物・工作物・地下埋設物を、自己の負担で解体・撤去し、市へ更地により返還しなければなりません。

5 応募手続

(1) 公募要項公表から質疑応答まで

i) 公募要項の公表

公募要項等の関係書類については、平成 29 年 5 月 9 日（火）から同年 6 月 16 日（金）まで、担当窓口（市役所 6 階資産経営課）で直接配布するほか、本市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/p017845.html>

ii) 現地見学会の開催

事業者公募への応募を希望される事業者向けに、現地見学会を以下のとおり開催します。現地見学会の内容は主に現地の建物等及び敷地の状況確認に関すること（カメラ等による撮影可）を予定しています。

ア) 現地見学会

日 時：平成 29 年 5 月 24 日（水）13 時 30 分開始

会 場：旧粕川保健センター（前橋市粕川町前皆戸 195 番 1）

その他：当日は直接来場いただきますが、お車でお越しの場合、駐車場に限りがありますので、極力お乗り合わせの上でお越し願います。

イ) 申込方法

参加を希望される場合は、5月22日(月)までに「現地見学会参加申込書(様式第1号)」に担当者の氏名等必要事項を記入の上、連絡先Eメールアドレス宛て(P21に記載)に送付してください。件名は【現地見学会参加申込】としてください。

iii) 質疑応答

事業者公募要項等に対する質疑応答を以下のとおり行います。

ア) 質問受付期間

平成29年5月25日(木)から平成29年6月7日(水)まで

イ) 受付方法

「事業者公募要項質問書(様式第2号)」に質問及び必要事項を記入の上、連絡先Eメールアドレス宛て(P21に記載)に送付してください。件名は【質問】としてください。電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

ウ) 回答方法

質問に対する回答は本市ホームページに公表します。受付期間中であっても整理できたものから随時公表する予定です。

なお、質問内容も公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

また、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

(2) 応募登録

i) 応募登録者の資格

応募登録者は、次に掲げる資格基準を満たす法人格を有する団体又は複数の団体からなるグループとします。グループによる応募の場合は、全ての構成員が資格基準を満たすものとします。

資格基準

ア) 提案施設の設計・建設及び賃貸借期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。

イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。

- ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
 - エ) 会社更生法（昭和 21 年法律第 172 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 222 号）等に基づく更正又は再生手続を行っている法人でないこと。
 - オ) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
 - カ) 公租公課を滞納していないこと。
 - キ) 後述する事業者公募審査委員会の審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
 - ク) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
 - ケ) 公募要項の内容及び関係法令を遵守できること。
 - コ) 複数の団体からなるグループとして登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。ただし、応募登録者の要件を満たさない団体等が含まれるグループは登録不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して登録すること及び別途単独で登録することは不可とします。
- ii) 応募登録手続
- 事業者公募への参加を希望される法人又はグループは、応募登録を行ってください。なお、応募登録後に企画提案書を提出できない等の事例が発生した場合について、応募登録を行った事業者が不利益な取扱いを受けることはありません。
- ア) 受付期間
平成 29 年 5 月 25 日（木）から平成 29 年 6 月 16 日（金）まで
 - イ) 受付時間
土日祝日を除く、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
 - ウ) 受付方法
次の「エ）応募登録書類」を、市担当まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、6 月 16 日（金）必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。
 - エ) 応募登録書類
次に掲げた各書類を 5 部（1 部原本、4 部写し）提出してください。グループとして登録する場合は、全ての団体等について書類を提出してください。書類は、A4 版縦方向長辺（A3 版は A4 版に折込み）としてください。また、インデックスを付けてください。

- ① 応募登録申込書（様式第3号）
 - ② 応募団体の概要（様式第4号）〔設立年月日、資本金、業務内容、事業経歴、主要取引先等〕
 - ※他に応募団体の概要を紹介したパンフレット（任意提出）
 - ③ 資格基準を満たす旨の誓約書（様式第5号）
 - ④ 定款、規約その他これらに類する書類
 - ⑤ 法人の登記事項証明書
 - ⑥ 法人印鑑証明書
 - ⑦ 納税証明書（都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税、法人税）
 - ⑧ 労働保険、社会保険の加入を確認できる書類（各保険料領収書の写し）
 - ⑨ 決算書類（最近期3年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- ※⑤～⑦については、発行後3か月以内のもの。
※⑦については、本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの。
※提出書類に押印する印鑑は、全て「⑥法人印鑑証明書」と同一のもの。
※登録書類は、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

iii) 応募登録者の変更

グループの場合、代表団体及びグループを構成する代表団体以外の団体等の変更は、原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、変更を認めることがあります。

iv) 資格審査及び結果通知

応募登録申込者は、応募登録書類についての資格審査を経て登録されます。資格審査結果については、速やかに、市担当者から応募登録申込者（グループの場合は代表団体）に連絡します。

v) 応募登録の取消

次に掲げる事項に該当する場合は、応募登録を取り消します。この場合、応募登録を取り消された者の応募した提案は無効になります。

- ア) 「i) 応募登録者の資格」で定める資格基準を満たさなくなった場合
- イ) 申込内容に虚偽や重大な変更等があった場合

vi) 応募登録の辞退

応募登録者は、企画提案書の提出前であれば、登録を辞退することができます。その際は、応募登録辞退届（様式第6号）に必要事項を記入の上、市担当まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、事前に連絡してください。

vii) 公募要項の承諾

応募登録書類の提出をもって本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

viii) その他

応募登録書類は返却しません。

(3) 応募申込み

i) 応募者の資格

応募者は、「5(2)応募登録」による登録者とします。なお、登録内容に変更が生じる場合は、応募を申し込む前に市担当者と協議をしてください。

ii) 応募手続

応募申込みを次のとおり受け付けます。

ア) 受付期間

平成29年6月28日(水)から平成29年7月11日(火)まで

イ) 受付時間

土日祝日を除く、平日の8時30分から17時15分まで

ウ) 受付方法

次の「エ) 応募書類」を、担当まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、7月11日(火)必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

エ) 応募書類

次に掲げた各書類について、①は1部、②、③は各10部提出してください。②、③については、A4版縦方向長辺(A3版はA4版に折込み)としてください。また、インデックスを付けてください。

① 応募申込書(様式第7号)

② 企画提案書

※「6 企画提案書等作成要領」に沿って作成してください。

③ 事業実績に関する資料

※「6 企画提案書等作成要領」に沿って作成してください。

iii) 禁止事項

企画提案については、1団体につき1案とします。複数の提案はできません。

iv) 応募の取消

次に掲げる事項に該当する場合は、応募を取り消します。

- ア) 「5 (3) iii) 禁止事項」に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合
- イ) 応募内容に虚偽や重大な変更等があった場合

- v) 応募の取下げ
正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に取り下げることができます。その際は、応募取下届（様式第8号）に必要事項を記入の上、担当まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、事前に連絡してください。

- vi) その他
 - ア) 応募書類の取扱い・著作権
提出された応募書類は返却しません。応募書類の著作権は作成した応募者に帰属します。ただし、市は、本事業に関する公表時及びその他市が必要と判断した場合には、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
 - イ) 費用負担
応募書類の提出に関して必要となる費用は応募者の負担とします。
 - ウ) 審査結果としての公表
応募書類の内容等については、審査結果の公表において、市が必要と認める範囲で公表できるものとします。

6 企画提案書等作成要領

「5 (3) 応募申込み」にて提出する応募書類（企画提案書及び事業実績に関する資料）は、次のとおり作成してください。なお、提出書類に押印する印鑑は、全て「5 (2) ii) エ) ⑥法人印鑑証明書」と同一のものとしてください。

(1) 企画提案書

- i) 基本的な考え方（様式第9号）A3横・3枚以内
施設名称、コンセプト及び活用事業の概要を記載してください。また、近接敷地内の既存施設への配慮した点などを記載してください。

- ii) 地域貢献概要書（様式第10号）A3横・1枚
 - ① 地域住民あるいは市民の利便性を向上させることが可能な機能の概要を記載してください。
 - ② 地域活性化に資する内容や工夫などを記載してください。

- iii) レイアウト計画書（様式第11号）A3横・3枚以内

- ① 貸付対象地全体のレイアウト図を記載してください。
- ② 建物のレイアウト図（平面プラン）を記載してください。
- ③ その他レイアウト構成を説明するために必要な事項（鳥瞰イメージ、写真イメージ等）があれば記載してください。

iv) 事業開始までのスケジュール（様式第 12 号）A3 横・1 枚

契約締結以降の施設整備の設計期間、工事期間、各種申請に要する予定期間等、事業開始までのスケジュールを記載してください。

v) 収支計画等

契約期間中の事業運営、またレイアウト計画にかかる整備費等を含めた収支計画及び資金計画を記載してください。

ア) 事業年度ごとの収支計画（様式第 13 号）A3 横・2 枚以内

イ) 資金計画（様式第 14 号）A4 縦・1 枚 [出資金、借入金等の当回事業費調達方法等]

ウ) 賃貸借料提案価格*（様式第 15 号）A4 縦・1 枚

*賃貸借料は定期借地期間開始時から支払いが必要となりますので、事業開始までの借入金利息等も含め、定期借地期間全体での収支見込みから月額

の賃貸借料を算定してください。

*「4 (4) 賃貸借料基準額」を下回った賃貸借料の提案は行えません。

vi) 施設運営

施設運営（様式第 16 号）A3 横・1 枚

- ① 営業日、営業時間を記載してください。
- ② 事業の実施体制を記載してください。
- ③ その他中長期的な管理運営の考え方について記載してください。

(2) 事業実績に関する資料（様式第 17 号）A3 横・1 枚

地域連携・貢献に係る実績、類似施設の運営実績や類似の取組み実績がある場合、施設の概要、規模、スキーム（所有者、賃貸借の形態等）、運営期間等を記載してください。その他特にアピールしたい点などあれば記載してください。

7 選考（優先交渉権者の決定）

(1) 選考体制

市は、優れた提案内容の応募者を選定するため、外部委員及び市職員により構成される「旧粕川保健センター跡地活用事業に係る事業者公募審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

なお、審査委員会の委員名については、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、非公表とします。

(2) 審査委員会の運営

審査委員会による審査は、応募者のノウハウ保護等の観点から、非公表とします。また、議事内容も非公表とします。

(3) 優先交渉権者の決定方法

次のとおり審査を実施します。優先交渉権者との協議が整わなかった場合には、次順位のことを交渉権者とします。なお、審査の結果、優先交渉権者なしとする場合もあります。

ア) 一次審査（結果通知郵送予定：7月下旬）

- 書類審査
- 全ての応募者に結果を書面により通知します。

イ) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング予定：8月上旬）

- プレゼンテーション及びヒアリング審査
- 一次審査通過者について、二次審査を実施します。二次審査では、順位を決定し、最高順位の応募者を優先交渉権者として決定します。
- 二次審査の詳細については、一次審査を通過した応募者に別途連絡します。

(4) 優先交渉権者等の選考結果の通知及び公表

二次審査の結果については、二次審査を実施した応募者に書面により通知するとともに、市のホームページで応募者名とともに公表します。なお、審査結果に関する問合せ及び異議については受け付けません。

(5) 審査方針及び審査項目

提案内容について、次の審査方針及び審査項目に基づき審査を行います。

i) 審査方針

応募された提案の審査は、以下の項目を基本として、具体的にはii) 審査項目に基づき行うものとする。

- ア) 本事業者公募要項に規定している諸条件を満たしていること。
- イ) 「ii) 審査項目」に即した内容であること。

ii) 審査項目

審査項目及び審査基準を次の表に示します。

審査項目		審査基準
内容評価	基本事項	・公募要項を理解した内容であること
	活用内容	・活用事業全体として、地域特性を活かした内容であること ・時代背景や今後の地域・市民ニーズを把握した内容であること ・敷地内の既存施設への配慮がなされた内容であること ・新しい価値の創造による市のブランド化に貢献する内容であること
	地域貢献	・地域住民あるいは市民の利便性の向上に寄与する内容であること ・地域の活性化に資する内容であること
確実性評価	事業スケジュール	・事業開始までのスケジュール、実施体制が妥当であること ・事業開始に必要な改修費等の資金計画が妥当であること ・事業開始までに必要な申請等の手続に見通しが立っていること
	事業運営の確実性・継続性	・事業開始後の収支計画が妥当であること ・事業を継続して行うことができること
価格評価		賃貸借料提案価格

(6) 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、優先交渉権者となる資格を喪失するものとします。

- ア) 「5(2) i) 応募登録者の資格」を満たさなくなった場合
- イ) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- ウ) 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- エ) 他の応募者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障をきたす行為があった場合
- オ) 企画、資金調達、設計、工事並びに経営及び管理運営等の業務を遂行するにあたって支障がある場合
- カ) その他市との信頼関係を損なった場合

8 基本協定書の締結

(1) 事業計画の策定

優先交渉権者は、事業計画を策定し、市と協議の上、事業用定期借地権設定契約締結までに事業計画に係る基本協定書を市と締結します。

事業計画は、企画提案に基づき、活用事業の基本方針、事業運営計画、事業実施スケジュール、施設計画等を定めたものです。

事業計画の策定に当たっては、市との協議に誠意を持って、かつ迅速に対応してください。

(2) 事業計画協議書の提出

優先交渉権者決定の翌日から1か月以内に事業計画協議書（事業計画の基本的事項、協議項目、課題等を整理したもの。）を提出してください。

(3) 事業者工事の設計協議

優先交渉権者は、企画提案に基づき整備プラン（設備も含む。）の設計を行ってください。整備工事に着手する前に、市の関係課と十分な協議を行ってください。整備の検討及び申請書類作成等に係る費用は優先交渉権者の負担とします。

(4) 基本協定書の締結

平成29年9月下旬を目途に、市と基本協定書の締結を行い、その後事業用定期借地権設定契約を締結するものとします。

(5) 優先交渉権者決定の取消

上記「(4)基本協定書の締結」までに、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、事業計画協議書の提出がなされない場合、市は、優先交渉権者の決定を取り消すことがあります。

(6) 費用負担

事業計画協議に必要な書類の作成等に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

9 事業用定期借地権設定契約の締結

(1) 事業用定期借地権設定契約の締結

事業者は、整備工事着手前までに市と事業用定期借地権設定契約を締結しなければなりません。

なお、事業用定期借地権設定契約の締結をもって、優先交渉権者は事業者とします。

(2) 費用負担

上記(1)の契約締結は公正証書により行いますが、公正証書の作成及びその他履行に関して必要な費用は、事業者の負担とします。

(3) 着工時期等

事業者は、上記(1)の契約締結後、事業計画に定めた施設計画及びスケジュールに基づき、整備工事に着手してください。

10 契約期間における義務

(1) 調査協力と活動報告

市は、事業者が目的に沿った活動をしているか、定期的又は必要と認めるときに調査できるものとします。この場合、事業者はこれに協力しなければなりません。また、事業者は、市に対して毎年度活動状況等の報告をしなければなりません。

(2) 事業計画の変更

事業者は、提出した事業計画の内容を変更しようとするときは、事前に書面により市の承諾を得てください。

11 契約満了後の再契約

市と事業者は、契約満了前に再契約について協議を行うこととします。

12 業務継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者の責めに帰すべき事由により、提案した計画を誠実に履行しなかった場合、その他活用事業の継続が困難になった場合は、市は事業用定期借地権設定契約を解除することができるものとします。その場合、関係者に生じた損害は原則として事業者が賠償するものとします。

なお、原状復帰等に関しては、「4 (10) 定期借地期間満了時の取扱い」と同様に扱います。

(2) 事業者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力など、市及び事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、活用事業の継続が困難になった場合、継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより事業用定期借地権設定契約を解除することができるものとします。

13 問合せ先一覧

区 分	関係機関	電話番号
公募要項に関すること	前橋市財務部資産経営課資産活用推進室	027-898-6654
建築確認手続・特定用途制限地域に関すること	前橋市都市計画部建築指導課審査第二係	027-898-6754
屋外広告物・景観に関すること	前橋市都市計画部都市計画課景観係	027-898-6974
埋蔵文化財に関すること	前橋市教育委員会文化財保護課	027-280-6511

消防法に関すること	前橋市消防局予防課	027-220-4508
水道に関すること	前橋市水道局水道整備課	027-898-3043
電気に関すること	東京電力エナジーパートナー株式会社カ スタマーセンター群馬	0120-995-222
ガスに関すること	プロパンガス事業者	

14 担当、受付窓口

前橋市財務部資産経営課資産活用推進室

担 当：坂部、碓田

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 市庁舎6階

電 話：027-898-6654（直通）

F A X：027-243-6144

E - m a i l：shisankeiei@city.maebashi.gunma.jp

様式第1号

平成 年 月 日

(あて先) 前橋市長

現地見学会参加申込書

「旧粕川保健センター跡地活用事業事業者公募」に係る現地見学会（平成29年5月24日開催）に参加します。

(ふりがな) 事業者名		
住所(所在地)		
代表者氏名		
連絡先	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	
	担当者氏名	
参加予定人数		人

※お車でお越しの場合には、駐車場に限りがありますので、当日は極力お乗り合わせでお越しく下さい。

様式第2号

事業者公募要項質問書

件名	旧粕川保健センター 跡地活用事業 事業者公募要項	質問日	平成 年 月 日	整理 N o	—
質問者	事業者名：		担当者名：		
質問内容					
項目	(公募要項ページ・項目)				
内容					

※ 質問事項は本様式一枚につき一問とし、質問者の意図が明確に伝わるようにしてください。

様式第3号（単独応募用）

平成 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募登録申込書

「旧粕川保健センター跡地活用事業事業者公募」に応募登録したいので、申込みます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

⑩

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

様式第3号（グループ応募用）

平成 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募登録申込書

「旧粕川保健センター跡地活用事業事業者公募」に応募登録したいので、申込みます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<グループ構成>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名	分野
代表企業名	㊞	
企業名	㊞	

様式第4号

応募団体の概要

事業者名	
代表者職氏名	
設立年月日	年 月 日
資本金	円
従業員数	総数 人（うち非常用従業員 人）
主たる業務内容	
事業経歴 ※主な経歴を記載してください	
主要取引先	

※1枚で収まらない場合は、改行して複数枚として提出しても構いません。

※他に応募団体の概要を紹介したパンフレット等があれば提出してください（任意）

※グループとして応募する場合には、全ての構成企業について提出してください。

様式第5号

平成 年 月 日

(あて先) 前橋市長

資格基準を満たす旨の誓約書

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

旧粕川保健センター跡地活用事業の事業者公募への応募登録にあたり、下記の参加基準を全て満たすことを誓約します。

記

- ア) 提案施設の設計・建設及び賃貸借期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。
- イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。
- ウ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- エ) 会社更生法（昭和21年法律第172号）、民事再生法（平成11年法律第222号）等に基づく更生又は再生手続を行っている法人でないこと。
- オ) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全と判断される法人でないこと。
- カ) 公租公課を滞納していないこと。
- キ) 後述する事業者公募審査委員会の審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
- ク) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- ケ) 公募要項の内容及び関係法令を遵守できること。
- コ) 複数の団体からなるグループとして登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。ただし、応募登録者の要件を満たさない団体等が含まれるグループは登録不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して登録すること及び別途単独で登録することは不可とします。

※グループとして応募する場合には、全ての構成企業について提出してください。

様式第6号（単独応募用）

平成 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募登録辞退届

「旧粕川保健センター跡地活用事業事業者公募」の応募登録を辞退したいので届け出ます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

【辞退理由】 ※辞退に至った理由を極力詳細に記載してください。

様式第6号（グループ応募用）

平成 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募登録辞退届

「旧粕川保健センター跡地活用事業事業者公募」の応募登録を辞退したいので届け出ます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	㊞

【辞退理由】 ※辞退に至った理由を極力詳細に記載してください。

様式第7号（単独応募用）

平成 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募申込書

事前に応募登録している「旧粕川保健センター跡地活用事業事業者公募」に必要な書類を添えて、応募申込みします。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

様式第7号（グループ応募用）

平成 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募申込書

事前に応募登録している「旧粕川保健センター跡地活用事業事業者公募」に必要な書類を添えて、応募申込みをします。

代表企業名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<グループ構成>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名	分野
代表企業名	㊞	
企業名	㊞	

様式第8号（単独応募用）

平成 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募取下届

「旧粕川保健センター跡地活用事業事業者公募」の応募申込みを取り下げたいので届け出ます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

【取下理由】 ※取下げに至った理由を詳細に記載してください。

様式第8号（グループ応募用）

平成 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募取下届

「旧粕川保健センター跡地活用事業事業者公募」の応募申込みを取下げたいので届け出ます。

代表企業名

所在地

商号又は名称 _____

代表者

職・氏名 _____

㊞

担当者部署・氏名 _____

担当者連絡先 _____

担当者メールアドレス _____

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	_____

【取下理由】 ※取下げに至った理由を詳細に記載してください。

様式第9号

基本的な考え方

団体・グループ名		
(1)施設名称 ※仮称で構いません	(2)コンセプト	
<ul style="list-style-type: none"> • A3横版3枚以内で作成してください。 • この注意書きは応募時には削除してください。 		
<p>(3)活用事業の概要</p> <p>※公募要項 P18 審査項目の「基本事項」「活用内容」に関する審査基準の各項目に即した考え方も記載</p>		

様式第10号

地域貢献概要書

団体・グループ名		
<p>(1) 利便性向上機能の概要 ※地域住民あるいは市民の利便性を向上させることが可能な機能の概要</p>	<p>(2) 地域活性化の考え方 ※地域活性化に資する内容や工夫など</p>	

- A3横版1枚で作成してください。
- この注意書きは応募時には削除してください。

様式第 1 1 号

レイアウト計画書

団体・グループ名		
(1)敷地全体のレイアウト図	(2)建物のレイアウト図 (平面プラン) ※その他(鳥瞰イメージ、写真イメージ等)	

- A3横版3枚以内で作成してください。
- この注意書きは応募時には削除してください。

様式第12号

事業開始までのスケジュール

団体・グループ名	
<p>※契約締結以降の施設整備の設計期間、工事期間、各種申請に要する予定期間等、事業開始までのスケジュールを記載</p> <div data-bbox="786 746 1464 927" style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 10px; text-align: center;"><ul style="list-style-type: none">• 収支計画と合致するように注意してください。• A3横版1枚以内で作成してください。• この注意書きは応募時には削除してください。</div>	

様式第13号

事業年度ごとの収支計画

団体・グループ名	
----------	--

【収入計画（単位：千円）】

項目	1年目		2年目		3年目以降	
	金額	積算等	金額	積算等	金額	積算等
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						

・ A3横版2枚以内で作成してください。
 ・ この注意書きは応募時には削除してください。

【支出計画（単位：千円）】

項目	1年目		2年目		3年目以降	
	金額	積算等	金額	積算等	金額	積算等
(1) 建物維持管理費						
(2) 修繕費						
(3) 人件費						
(4) 公租公課						
(5) 支払利息						
(6) 損害保険料						
(7) 売上原価						
(8) 借入金返済額						

様式第14号

資金計画

団体・グループ名	
----------	--

資金計画（当初事業費概算内訳）		資金調達計画		
項目	金額（千円）	項目	調達先	金額（千円）
設計・監理費		出資金		
建物工事費		借入金		
設備工事費		自己資金		
その他関連工事費		保証金		
什器・備品購入費		その他		
公租公課				
人件費		・ A4縦版1枚で作成してください。 ・ この注意書きは応募時には削除してください。		
〇〇費				
〇〇費				
合計		合計		

※当初事業費概算額に関して、出資金、借入金等の調達方法を記載してください。必要に応じて項目追加等を行ってください。

様式第15号（単独応募用）

平成 年 月 日

（あて先）前橋市長

賃貸借料提案価格

提出者

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

印

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

FAX番号

電子メール

アドレス

「旧粕川保健センター跡地活用事業」事業者公募について、下記の価格・期間にて賃貸借することを提案します。

賃貸借料提案価格（月額）	円
定期借地提案期間 ※20年以上30年未満	年

※上記提案期間には、施設整備及び撤去等に要する期間を含みますのでご注意ください。

※賃貸借料は契約締結時から支払いが必要になりますので、定期借地期間全体の収支見込みから月額賃貸借料を算定してください。

様式第15号（グループ応募用）

平成 年 月 日

（あて先）前橋市長

賃貸借料提案価格

代表提出者名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

印

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	印
企業名	印

「旧粕川保健センター跡地活用事業」事業者公募について、下記の価格・期間にて賃貸借することを提案します。

賃貸借料提案価格（月額）	円
定期借地提案期間 ※20年以上30年未満	年

※上記提案期間には、施設整備及び撤去等に要する期間を含みますのでご注意ください。

※賃貸借料は契約締結時から支払いが必要になりますので、定期借地期間全体の収支見込みから月額賃貸借料を算定してください。

様式第16号

施設運営

団体・グループ名		
(1) 開館日、開館時間、定休日等	(2) 事業の実施体制	
<ul style="list-style-type: none">・ 収支計画に合致するように注意してください。・ A3横版1枚で作成してください。・ この注意書きは応募時には削除してください。		
(3) 中長期的な管理運営の考え方		

様式第 17 号

事業実績に関する資料

団体・グループ名	
<p>※類似施設の取組み実績、運営実績、地域連携・貢献に係る事業実績があれば、その概要を記載。その他特にアピールしたい点があれば記載。</p> <div data-bbox="781 687 1462 815" style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f7; padding: 10px; text-align: center;"><ul style="list-style-type: none">• A3横版1枚以内で作成してください。• この注意書きは応募時には削除してください。</div>	

